「保育所等訪問支援事業　概要と訪問先施設へのお願い」

令和6年度特定教育・保育施設等の集団指導

こども家庭部　療育支援課

【制度の概要】

役　割

訪問支援員が保護者からの希望に基づき、児童が集団生活を営んでいる施設を訪問し、集団生活に適応するための支援を実施します

訪問支援員…事業の指定を受けた保育所等訪問支援事業所において、障害児支援に関する知識および相当の経験を有する児童指導員や保育士等

内　容

こども本人に対する支援

行動観察の他、必要に応じ、日常生活動作などを支援する

訪問先施設職員に対する支援

・こどもの発達段階や特性の理解を促す
・関わり方や施設の環境等について助言を行う

家族に対する支援

・施設におけるこどもの関わり方や支援内容を伝える

頻　度

・月に1-2回程を想定し、自治体で支給決定
・個々のこどもの状態に応じ、訪問頻度は柔軟に対応

実　績

・利用人数…市内95人/月（R5実績）※R3比 約4.1倍増）
・事業所数…市内11事業所で実施

【利用方法】

利用するまでの大まかな流れ

①	利用したい事業所を選定する	保護者
②	市役所にサービスの利用を申請する	保護者
③	利用契約をする	保護者・事業所
④	利用調整をする	事業所・訪問先施設
⑤	個別支援計画の作成	事業所
⑥	訪問して支援を実施する	事業所
⑦	訪問支援内容の報告	事業所

【巡回相談事業との比較】

	巡回相談	保育所等訪問支援
根拠	船橋市こども発達相談センター条例	児童福祉法
支援の内容	訪問先施設の職員への支援	こども本人に対する直接的支援 訪問先施設の職員への支援
申請者	幼稚園、保育園等	こどもの保護者
訪問者	こども発達相談センターの専門職 （心理発達相談員、言語聴覚士等）	保育所等訪問事業所の訪問支援員
訪問支援場所	未就学児施設 （幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育所、認可外・認証保育所等）	未就学児施設、学校 （小学校・中学校・高等学校、特別支援学校も対象になる）
利用者負担	なし	あり（所得に応じた上限月額あり） ※満3歳になって初めての4月1日～3年間は無償
受給者証	不要	必要 （障害者手帳は無くても可能）

【訪問先施設へのお願い(制度改正に伴う変更点)】

❶　訪問した事業所と連携した「個別支援計画」の作成にご協力ください

・2024年4月から、保育所等訪問支援における「個別支援計画」の作成方法が変更されました。これまでは保育所等訪問支援事業所が単独で作成していましたが、新たに訪問先施設との協力が必須となりました。

・具体的には、事業所が個別支援計画作成するにあたり、訪問先施設との個別支援会議の開催（オンライン可）を経て意見を求めることとされています。訪問先施設は計画内容等を確認し、必要があれば修正や調整を提案します。

❷　訪問した事業所に対する評価の記入をお願いします

・2024年4月から、保育所等訪問支援事業所は、サービスを提供した施設からのフィードバックを受け、それに基づいて改善を行うことが必須となりました。

・年に一度、保育所等訪問支援事業所から評価の依頼があります。訪問支援を受けられた施設の皆様には、サービスに対する評価をお書きいただきますよう、ご協力をお願いいたします。なお、いただいた評価結果は、各事業所のウェブサイトなどで公開されることになっています。